

国民年金保険料を納めることが困難な方は

未納のままにせず 申請を…

収入が少なく国民年金保険料を納めるのが困難な方のために、平成21年度分（平成21年7月～平成22年6月）の「保険料免除」および「若年者納付猶予」（30歳未満の方の保険料猶予）の申請を受け付けています。

年度内に申請をして、免除基準に該当となり承認されると、7月までさかのぼって免除されます。ただし、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することになった場合、さかのぼった期間は受給に必要な期間に計算されませんので、早めに申請しましょう。

保険料免除

●免除の種類

免除の種類は、「全額免除」と3種類の「一部納付制度」があり、一カ月あたりの納付額は下表のとおりです。

「一部納付制度」は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、未納期間と同じ扱いとなりますので、納付をお忘れにならないようご注意ください。

●免除対象となる所得基準

本人・配偶者・世帯主の前年所得が、次の金額以下の場合、免除の対象となります。

- 全額免除
57万円＋扶養親族人数×35万円
- 4分の1納付

【免除の種類】

	(納付額/月)
●全額免除	0円
●4分の1納付	3,670円
●半額納付	7,330円
●4分の3納付	11,000円

※免除がない場合の納付額は、14,660円です。

- 78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 半額納付
118万円＋扶養親族等控除額
- 4分の3納付
158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 免除期間中の年金の計算
免除を受けた期間の老齢基礎

年金は、保険料を全額納めた場合と比べて、次のように計算されます。

- 全額免除 8分の4
- 4分の1納付 8分の5
- 半額納付 8分の6
- 4分の3納付 8分の7

若年者納付猶予

若年者納付猶予（30歳未満の方の保険料の猶予）は、本人と配偶者の前年所得が次の金額以下の場合、納付が猶予されます。

- 納付猶予となる所得基準
57万円＋扶養親族人数×35万円
- ※注1 年度途中で30歳に到達する場合は、到達する月の前月まで（1日生まれの場合は、前々月まで）が猶予されます。
- ※注2 猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映されません。

保険料の追納

免除された保険料は、10年以内に納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降

に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

申請は 毎年度必要

免除申請は、原則として毎年度必要です。ただし、失業や災害以外の理由で「全額免除」

または「若年者納付猶予」の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き同様の免除・猶予の承認を希望される場合は、あらか

じめ継続の意思を示すことにより申請があったものとして取り扱い、自動的に審査を行います。※承認の区分が変更されたときや、所得の確認ができない場合は改めて申請が必要です。

◆問い合わせ先
伊奈庁舎国民年金課
☎58-2111
(内線 1180～1189)

●申請に必要なもの● （「保険料免除」「若年者納付猶予」共通）

- ◆年金手帳
- ◆認印
- 平成21年1月1日以降に市へ転入してきた方は「平成21年度課税証明書(※)」
- 平成20年度以降に失業したことを理由とする場合は「雇用保険」「雇用保険被保険者離職票」などの写し
- ※ご本人の課税証明書とあわせて、世帯主および配偶者の方の課税証明書が必要です。

定額給付金

申請はお済みですか？

申請期限10月15日(木)まで

市では、4月15日から「定額給付金」の申請を受け付けています。まだ申請を済ませていない方は、お早めに申請されますようお願いいたします。申請書を郵送または伊奈庁舎1階専用窓口にご提出ください。(谷和原庁舎では受け付けていません。)

※期間中に申請がないと辞退了したものとみなされますので、ご注意ください。

◆6月末日までの申請件数
14,339世帯
(対象世帯15,542世帯の92.3%)

問 伊奈庁舎定額給付金対策室
☎58-2111 (内線1310～1313)

♪♪ 8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です ♪♪